

第 80 回岩手県固定資産評価審議会 会議録

1 開催日時

平成 27 年 3 月 12 日 (木) 午前 10 時～午前 10 時 53 分

2 開催場所

盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 12 階特別会議室

3 会議出席者 (委員敬称略、50 音順)

(委員)

我妻 勇一郎、大下 智、獅子内 建二、高橋 弘美、塚崎 千佳、戸張 有、西川 温子 (委員 10 名中 7 名出席)

(事務局)

泉 裕之 (市町村課総括課長)、松本 淳 (同課財政担当課長)、今野 浩 (同課主任主査)、佐々木 和明 (同課主査)、岸根 健太 (同課主事)

4 会議記録

(午前 10 時開会)

今野主任主査

ただいまから、第 80 回岩手県固定資産評価審議会を開催いたします。
 なお、今回の審議におきましては、その過程におきまして特定の個人あるいは法人が認識される税情報がございますので、従来どおり審議会自体を非公開とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声)

今野主任主査

「異議なし」ということですので、本審議会は非公開とさせていただきます。
 それでは、泉市町村課総括課長よりあいさつを申し上げます。

泉総括課長

皆さん、おはようございます。本日は、春の大雪の中、足元の悪い中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。この度の委員就任に対しまして、皆様ご承諾をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、今後の当審議会の審議へのご協力につきましてもよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年度は固定資産税の 3 年に一度の評価替えの年度となっておりますが、その作業につきましては実質今年度からはじまっておるところでございます。昨年 11 月には「基準地の価格」につきましてご審議いただいたところがありますし、本日は「平成 27 年度土地に係る提示平均価額」についてご審議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

昨日で震災丸 4 年ということになりました。本県は今年を「本格復興邁進年」と位置付けておりまして、益々復興を加速させていきたいと思っております。やはり、用地等の問題もありまして、復興が若干目に見える形では遅れているということでございますが、着実に復興に向けて進んでいるという状況でございますので、復興に邁進して参りたいと思っております。

各市町村では復興工事が本格化しておりまして、基礎自治体として行政サービスをしっかりと行っていくことと自主財源の確保であります。税収の確保、これが不可欠でございます。基幹税目であります固定資産税の役割については、今後さらに重要になっていくものと考えてございます。

私どもといたしましても、より一層適切な税務行政の推進に努めていきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今野主任主査

次に、委員紹介に移らせていただきます。
 今回の審議会は、今年 1 月の委員の選任後初めての審議会でございますので、泉総括課長から各委員をご紹介させていただきます。

泉総括課長

それでは委員をご紹介させていただきます。

委員名簿順に従ってご紹介させていただきます。我妻 勇一郎委員でございます。大下 智委員でございます。佐藤 和憲委員は本日欠席でございます。獅子内 建二委員でございます。高橋 弘美委員でございます。塚崎 千佳委員でござ

います。戸張 有委員でございます。西川 温子委員でございます。女鹿 春夫委員と山岸 英勝委員につきましては、本日欠席でございます。

今野主任主査

本審議会の定足数は、岩手県固定資産評価審議会条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上とされております。現在 7 名のご出席があり、定足数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第の 4 の会長選出に移らせていただきます。

本審議会は、岩手県固定資産評価審議会条例第 3 条第 2 項の規定により、会長が会議の議長とされておりますが、委員選任後初めての審議会でございますので、会長が互選されるまでの間、仮議長を選出のうえ、議事を進めさせていただきます。

仮議長の選出につきましては、事務局から前会長の 大下委員をご推薦申し上げたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員

(「異議なし」の声)

今野主任主査

それでは、大下委員に仮議長をお願いいたします。大下委員、議長席にお進みください。

大下委員

改めまして、おはようございます。仮議長ということでご指名いただきました大下でございます。新会長をこれから選出ということでございますけれども、その間仮議長を務めて参りますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の 4 の会長選出ということで、これは慣例として推薦という形でやっておりますけれども、どなたかご推薦がある方があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

獅子内委員

大下委員をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

大下委員

私、前会長でして引き続きという獅子内委員の方からのご推薦ございましたけれども、私で良ければ務めさせていただきますたいと思いますけれども、皆様ご異議はございませんでしょうか。

委員

(「異議なし」の声)

大下委員

ありがとうございます。それでは、会長は引き続きまして私、大下が務めさせていただきます。これで仮議長の務めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございます。

今野主任主査

ありがとうございます。それでは、ここで新会長にごあいさつを賜りたいと思います。また、会長には引き続き議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

大下会長

この度、会長という重責を仰せつかりました大下でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

この固定資産評価審議会は、先程泉総括課長からも話がありましたとおり、市町村税の中の基幹税目である固定資産税につきまして審議するという重要な役割を担っている審議会ではないかと認識してございます。したがって、委員の皆様にはこれから 2 年間のご協力をお願い致しまして、本審議会の円滑な進行等を諮って参りたいと思いますので引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして 5 の会長職務代理者の指名でございます。これは当審議会条例第 3 条第 3 項の規定によりまして、会長が会長職務代理者を指名することとされておりますので、私の方から指名させていただきますけれども、前会長職務代理者は佐藤委員でございます。本日欠席しておりますが引き続き佐藤委員をお願いしたいと思っておりますので、皆様にはご了承いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、会議録署名委員ですけれども、今日は西川委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

西川委員

わかりました。

大下会長

それでは、今日の議事に入りたいと思います。議案第 1 号「平成 27 年度固定資産（土地）に係る提示平均価額について」を、事務局の方から説明をお願いいたします。

松本
財政担当課長

それでは議案第 1 号につきまして説明いたします。市町村課財政担当課長の松本と申します。座って説明いたします。

この審議会は、地方税法の規定によりまして設置されているものであります。固定資産の評価の方法につきましては、「固定資産評価基準」として総務大臣が告示で定めておりますが、この「固定資産評価基準」におきまして、知事が定めることとされています評価の細目につきましては、固定資産評価審議会の意見を求めることとされているものでございます。

今回は、議案第 1 号の「平成 27 年度固定資産（土地）に係る提示平均価額」が評価の細目となりますので、この審議会でご意見をいただくものでございます。この「提示平均価額」は、各市町村の平均価額のことでありまして、評価の水準を示すものでございますが、詳しくは後ほど担当者から説明申し上げます。

議案の説明の前に、固定資産税の制度につきまして、初めて出席された委員もいらっしゃいますので、簡単に説明いたします。

固定資産税は、固定資産の有する価値に着目いたしまして、毎年度課税されるものであり、本来であれば毎年度評価して課税することが妥当であると考えられます。しかしながら、膨大な量の土地・家屋の評価を毎年見直すことは実務的に困難であるとともに、税負担の安定や課税事務の簡素化を図るために、原則として 3 年間、価格を据え置きまして、3 年ごとに価格を見直す、いわゆる「評価替え」を行うこととされております。

平成 27 年度は評価替えを行う基準年度でございまして、課税客体となる土地・家屋のすべてについて評価替えが行われることとなります。基準年度以外の年度につきましては、据置年度でありまして、原則として新たな評価を行わずに価格が据え置かれ、基準年度の固定資産課税台帳に登録された価格によって固定資産税が課税されることとなります。

それでは、議案第 1 号「平成 27 年度固定資産（土地）に係る提示平均価額」についてご説明いたします。議案第 1 号の 1 ページをお開き願います。

資料の構成でございますが、太枠で囲まれた部分が「平成 27 年度提示平均価額」でございまして、今回、お諮りする部分でございます。その太枠の右側に提示平均価額の算定の基礎となります「評価総地積」及び「総評価見込額」が記載されております。1 ページには宅地と田、2 ページに畑と山林をそれぞれ市町村ごとに記載しております。

本日お諮りいたしますのは、県内 33 市町村のうち、総務大臣が提示平均価額を決定する指定市及び東日本大震災津波や評価替え作業の影響によりましてまだ算定作業が終了していない宮古市、大船渡市及び釜石市の 3 市を除いた、各地目 29 団体についてでございます。

なお、全国的な評価の均衡を図るため、総務大臣が決定する指定市であります、宅地の盛岡市、田と山林の花巻市、畑の北上市につきましては、既に本年 2 月 9 日に総務大臣が決定している価額でございまして、状況をご覧いただくために、他の市町村分と併せて掲載しているものでございます。

この提示平均価額の算定方法につきましては、平成 27 年度は 3 年に一度の評価替え年度でありますことから、各市町村においては、課税客体となる全ての土地について調査を行いまして評価額の算定作業を行ったところであります。

そのうえで、平成 26 年中の土地の地目変換等の異動による増減を加え、評価総地積及び総評価見込額を求めまして、これによって提示平均価額を算出しているものでございます。

ここで、参考資料の 4 ページをご覧ください。

県全体の提示平均価額の状況でございますが、宅地は、県平均で 1 m²当たり 9,936 円でございますが、地価の下落によりまして平成 26 年度より 2.0%の減となっております。

田・畑・山林につきましては、千 m²当たりの価額ですが、田が 78,187 円、畑が 22,852 円、山林が 9,155 円でございますが、市町村ごとにみれば大小の変動はございますが、ほぼ前年度並みの価額となっております。

以上が、議案第 1 号の平成 27 年度の土地の提示平均価額の概況でございます。各地目の詳しい状況につきましては、担当者からご説明申し上げます。

佐々木主査

佐々木と申します。座って説明させていただきます。

それでは、提示平均価額の状況につきましてご説明いたします。

「参考資料」の 1 ページをご覧ください。提示平均価額制度についてでございます。1 の役割でございますが、都道府県知事が算定する「提示平均価額」は、各市町村の平均価額のことであり、評価の水準を示すもので、評価の均衡を

図る役割があるものでございます。2の対象でございますが、土地は田・畑・宅地・山林の4地目につきまして、提示平均価額を算定することとされております。なお、家屋につきましては、固定資産評価基準の改正によりまして、平成29年度までの間は、提示平均価額の算定は行わないことに延長されております。3の評点式評価法でございますが、各筆の土地に評点数を付設し、この評点数に評点一点当たりの価額を乗じて評価額を求める方法でございます。4の提示平均価額の算定方法でございますが、指定市町村以外の市町村につきましては、総評価見込額を総地積で割る方法によりまして、都道府県知事が算定するものでございます。この提示平均価額を市町村に提示しますと、5でございますが、「評点一点当たりの価額」を市町村長が決定することになりまして、これを各土地に付設された評点数に乗じて評価額を決定することになります。

従いまして、ご審議いただきます「提示平均価額」は、各市町村における「評点一点当たりの価額」を決定付けるものでございまして、市町村が一旦算定したものを基に県が算定し、市町村の評価見込額の水準が適正なものになっているか、近隣の市町村間で評価の均衡が保たれているかを検証するための指標となる価格でございます。

次に2ページをお開きください。先程ご説明いたしました内容を含めまして、国、県、市町村の役割をフロー図としてあらわしたものでございます。下の太線で囲んでいる部分をご覧ください。「提示平均価額の算定」前後の県と市町村の役割をあらためてご説明いたします。まずは、市町村で総評価額が算定されます。その後、県が精査して総評価見込額を確定させ、この総評価見込額を総地積で割ることによりまして、提示平均価額を算定するわけでございますが、この提示平均価額につきまして、本日ご意見をいただくものでございます。その後、市町村に提示しますと、評点一点当たりの価額が決定され、各筆の土地の価額が決定される流れになっております。

次の3ページは、「地価下落地域における土地の評価額の修正について」でございます。下落修正につきましては、市町村長が平成27年度の価格調査基準日である平成26年1月1日から7月1日までの半年間の地価の下落状況を、評価額に反映させることができる措置であります。右下の図をご覧ください。平成26年1月1日の価格調査基準日の価格に対しまして、上段は7月1日までの半年間に地価下落があった場合には、地価下落を反映させることとなります。一方、下段は7月1日までの半年間に地価上昇があった場合には、地価上昇分は反映しないことになっております。

次に、5ページ以降で地目ごとに平均価額の変動状況をご説明いたしますが、ここで東日本大震災津波により甚大な被害を受けました土地の取扱いにつきまして、ご説明いたします。これまで地方税法の規定によりまして、市町村長の判断で固定資産税の課税を免除できることとされておりましたが、これが平成27年度税制改正によりまして、平成26年度で廃止となり、平成27年度以降につきましては、個々の土地・家屋の被害状況等に応じて市町村の判断で、条例により減免する対応に移行することになっております。現在、沿岸市町村におきましては、被害状況、復旧、復興の状況を見極め、必要に応じて、条例の制定または条例改正をすすめているところであります。

なお、これまで課税免除していた土地につきましては、提示平均価額の算定の基礎には含まれておりませんでした。減免する土地につきましては、一旦課税されることになり、提示平均価額の算定の基礎に含まれることとなります。そのため、沿岸部の市町村におきましては、地積、評価額が前年度に比べ大幅に増えている状況になっております。

それでは、5ページをご覧ください。宅地の状況でございます。土地の平均価額等を対前年度の実績と比較した市町村別の表でございます。左側から市町村名、平成27年度総評価見込、真ん中に平成26年度評価実績、右側に対前年度変動割合を記載しております。地積は、25市町村で増加しておりまして、累計の評価総地積は前年度より1.2%の増、総評価見込額は0.7%の減になっております。この結果、平均価額は9,936円で、変動率は2.0%の減になっております。

なお、下の参考でございますが、沿岸12市町村でみますと、課税免除終了に伴う課税地成り分の地積、評価額が増えていることから、地積は9.1%の増、評価額は17.0%の増、平均価額は7.2%の増になっております。一方、その他の市町村でみますと、地価下落の影響から平均価額は2.2%の減になっております。

次の6ページには、宅地の平均価額及び変動割合の高低順を掲載しております。

次の7ページをご覧ください。前年度から地目変換がないとした場合の評価見込額でございます。「増減額」欄をみていただきますと、陸前高田市、大槌町、山田町、野田村以外は、マイナスの数値になっております。これは、平成26年度の県地価調査におきまして、県全体では住宅地が14年連続、商業地が21年連続の下落となっており、こうした状

況を受けまして、平成 27 年度の評価額の算定におきましても、陸前高田市、山田町を除く 28 市町村で評価額の下落修正を全域または一部区域で実施するためでございます。

なお、大槌町、野田村につきましては、下落修正を一部区域で実施しておりますが、地価が上昇した区域もありこれが評価替えに反映されたことによりまして、結果としてプラスになっておりますし、陸前高田市、山田町につきましては、地価の上昇が評価替えに反映されたことによりプラスとなっているものでございます。

8 ページをお開きください。評価地積の異動の状況について掲載しております。課税地成りによる増加は、課税免除終了に伴うものや市町村所有土地の民間への売払いなどが該当します。非課税地成りによる減少は、公共用地取得などが該当します。県計の「異動分計 F 欄」になりますが、宅地は 3,520,161 m²増加しております。

9 ページをご覧ください。提示平均価額の変動率の大きい市町村の状況でございます。上位 5 市町村はすべて沿岸市町村でございます。いずれの市町村も、評価替えと課税免除終了に伴う課税地成りや地目変換などの異動分が反映された結果になります。一方、下降の大きいところは、葛巻町、西和賀町などでございます。

指定市の盛岡市の状況ですが、雑種地等からの地目変換などによりまして、評価総地積は 0.2%増加しておりますが、地価の下落が続いており、総評価額は 0.7%の減、平均価額は 0.9%の減になっております。

10 ページをお開きください。提示平均価額の変動率上位、上昇率の大きい市町村の状況について掲載しております。

大槌町、山田町、野田村とも、課税免除終了に伴う課税地成りの増加によりまして、前年に比べて地積及び評価額が大幅に増加しております。また、平均価額は、地価の上昇が評価替えに反映されたこと及び浸水区域の宅地に適用していた震災残価率が除かれることによりまして大幅に上昇しておりますが、参考の「評価実績」の 22 年度からの平均価額をご覧くださいますと、3 町村とも震災前の平均価額まではまだ戻っていない状況になっております。

11 ページをご覧ください。提示平均価額の変動率下位、下落率の大きい市町村の状況について掲載しております。

葛巻町、西和賀町、一関市とも、田、畑等からの地目変換によりまして、前年に比べて地積は増加しておりますが、地価下落の影響により評価額は減少したことによりまして、平均価額は下降しております。

12 ページをお開きください。提示平均価額と県地価調査の状況でございます。提示平均価額には、課税する全筆が対象であることや地目変換などの異動分が反映されております。一方、県地価調査は、不動産鑑定士の評価を参考に、毎年 7 月 1 日時点の価格を調べているものでございまして、宅地及び宅地見込地につきましては、県内全 33 市町村の 365 地点を調査しているものでございます。平成 26 年度の調査結果をみますと、沿岸部では 30 地点で浸水区域外への移転需要等によりまして、地価が上昇したこともあり、7 市町村でプラスになっております。

調査地点数等の違いはありますが、提示平均価額の変動割合と県地価調査を比較してみますと、大小の差はありますが大半は同じ傾向となっております。差の多い大槌町、山田町につきましては、県地価調査の方はどちらも調査地点が 3 地点だけであることに対しまして、提示平均価額の変動割合には、課税免除終了分や地目変換等の異動分を反映した全筆が対象となっていることから、単純に比較できないものと考えております。

次に 13 ページをご覧ください。公的土地評価制度の概要と比較についてまとめたものでございます。いずれの制度におきましても、適正な時価を求めるものでありますが、調査の方法、価格の判定基準日などそれぞれ異なっております。一番下をご覧くださいますと、調査地点数に大きな違いがありまして、固定資産税評価は全宅地を評価するのに対しまして、他の制度は決められた地点となっております。

次の 14 ページには、参考までに 11 月にご審議いただきました基準宅地の状況につきまして掲載しております。

次に田でございますが、15 ページをご覧ください。右側の変動割合の地積欄をご覧くださいますと、25 市町村で減少したものの、陸前高田市、大槌町、山田町、田野畑村におきましては、課税免除終了に伴う課税地成り分により大幅に増加しております。県計の評価総地積及び総評価見込額は前年度より 0.2%の増、平均価額は千 m²当たり 78,187 円で変動率は 0.0%になっております。

なお、下の参考でございますが、沿岸 12 市町村でみますと、課税免除終了に伴う課税地成り分の地積、評価額が増えていることから、地積は 6.9%の増、評価額は 9.9%の増、平均価額は 2.8%の増になっております。

次の 16 ページには、田の平均価額及び変動割合の高低順を掲載しております。

次の 17 ページをご覧ください。評価地積の異動の状況について掲載しております。課税地成りや地目変換などによ

りまして、県計の「異動分計 F 欄」のところになりますが、田は1,475,640 m²増加しております。

18 ページをお開きください。提示平均価額の変動の大きい市町村の状況でございます。上昇したのは、陸前高田市の6.7%の増が最高で、以下、大槌町、岩泉町になっております。一方、下降したのは、野田村の9.2%の減が最高で、以下、田野畑村になっております。

指定市の花巻市の状況ですが、地目変換などによる異動がございましたが、その規模は比較的小さく、評価総地積及び総評価額は若干の減少、平均価額は横ばいになっております。

19 ページをご覧ください。提示平均価額の変動率上位の市町村の状況について掲載しております。陸前高田市、大槌町ですが、課税免除終了に伴う課税地成りの増加によりまして、前年に比べて地積及び評価額が大幅に増加しております。また、平均価額は、増加分において比較的平均価額の高い田が増加したことによりまして上昇しております。次に岩泉町ですが、復興事業用地として公共用地への非課税地成りが増えたことによりまして地積は減少しておりますが、震災残価率を適用していた田が通常課税になるため評価額は増加し、平均価額は上昇しております。

20 ページをお開きください。提示平均価額の変動率下位の市町村の状況について掲載しております。野田村ですが、県営ほ場整備事業による土地改良のための非課税地成り等によりまして、前年に比べて地積及び評価額が減少しております。また、平均価額は、減少分において比較的平均価額の高い田が減少したことによりまして下降しております。次に田野畑村ですが、国土調査の成果によりまして、前年に比べて地積及び評価額は増加したところでありますが、平均価額は、増加分において比較的平均価額の低い田が増加したことにより下降しております。次に久慈市ですが、公衆用道路への非課税地成り等によりまして、前年に比べて地積及び評価額が減少しております。また、平均価額は、減少分において比較的平均価額の高い田が減少したことによりまして下降しております。

次に畑でございますが、21 ページをご覧ください。右側の変動割合の地積欄をご覧くださいますと、沿岸部で課税免除終了に伴う課税地成り分や国土調査の成果により増加した市町村もありますが、大半の23市町村で減少しております。県計の評価総地積及び総評価見込額は前年度より減少し、平均価額は千m²当たり22,852円で変動率は0.0%になっております。

なお、下の参考でございますが、沿岸12市町村で見ますと、課税免除終了に伴う課税地成り分や国土調査の成果によりまして、地積、評価額が増えていることから、地積は1.7%の増、評価額は2.3%の増、平均価額は0.5%の増になっております。

次の22ページには、畑の平均価額及び変動割合の高低順を掲載しております。

23 ページをご覧ください。評価地積の異動の状況について掲載しております。地目変換などによりまして、県計の「異動分計 F 欄」のところになりますが、畑は2,283,344 m²減少しております。

24 ページをお開きください。提示平均価額の変動の大きい市町村の状況でございます。上昇したのは、陸前高田市の2.7%の増が最高で、以下、野田村、山田町になっております。一方、下降したのは、田野畑村の0.8%の減が最高で、以下、普代村になっております。

指定市の北上市の状況ですが、介在畑等への地目変換によりまして、前年に比べて評価総地積及び総評価額とも減少しましたが、平均価額は横ばいになっております。

25 ページをご覧ください。提示平均価額の変動率上位の市町村の状況について掲載しております。陸前高田市、野田村、山田町とも、課税免除終了に伴う課税地成りの増加によりまして、前年に比べて地積及び評価額が増加しております。また、平均価額は、増加分において比較的平均価額の高い畑が増加したことによりまして上昇しております。

26 ページをお開きください。提示平均価額の変動率下位の市町村の状況について掲載しております。田野畑村ですが、国土調査の成果によりまして、前年に比べて地積及び評価額は増加したところでありますが、平均価額は、増加分において比較的平均価額の低い畑が増加したことにより下降しております。次に普代村と平泉町ですが、公共用地への非課税地成りによりまして、前年に比べて地積及び評価額が減少しております。また、平均価額は、減少分において比較的平均価額の高い畑が減少したことによりまして下降しております。

次に山林でございますが、27 ページをご覧ください。右側の変動割合の地積欄をご覧くださいますと、一部市町村の増加幅が大きいことが影響しまして、県計の評価総地積及び総評価見込額は前年度より増加しておりますが、平均価額

は千㎡当たり 9,155 円で変動率は 0.3%の減になっております。

次の 28 ページには、山林の平均価額及び変動割合の高低順を掲載しております。

29 ページをご覧ください。評価地積の異動の状況について掲載しております。課税地成りや地目変換などによりまして、県計の「異動分計 F 欄」のところになりますが、山林は 24,339,626 ㎡増加しております。

30 ページをお開きください。提示平均価額の変動の大きい市町村の状況でございます。

上昇したのは、二戸市で 0.3%の増になっております。一方、下降したのは、田野畑村の 0.5%の減が最高で、以下、住田町になっております。

指定市の花巻市の状況ですが、地目変換などによる異動がございましたが、その規模は比較的小さく、評価総地積及び総評価額は若干の減少、平均価額は横ばいになっております。

31 ページをご覧ください。提示平均価額の変動率上位の市町村の状況について掲載しております。二戸市、金ケ崎町、遠野市とも、畑等からの地目変換等によりまして、前年に比べて地積及び評価額が増加しております。また、平均価額は、増加分において比較的平均価額の高い山林が増加したことによりまして上昇しております。

32 ページをお開きください。提示平均価額の変動率下位の市町村の状況について掲載しております。田野畑村ですが、国土調査の成果によりまして、前年に比べて地積及び評価額は大幅に増加したところではありますが、平均価額は、増加分において比較的平均価額の低い山林が増加したことによりまして下降しております。次に住田町ですが、町からの所有権移転による課税地成り等によりまして、前年に比べて地積及び評価額は増加したところではありますが、平均価額は、増加分において比較的平均価額の低い山林が増加したことによりまして下降しております。次に盛岡市ですが、保安林指定による非課税地成り等によりまして、前年に比べて地積及び評価額は減少しております。また、平均価額は、減少分において比較的平均価額の高い山林が減少したことによりまして下降しております。

以上が土地の提示平均価額の主な状況でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

大下会長

ありがとうございます。ただいま事務局の方から詳細なご説明をいただいた訳ですけれども、この内容につきましてご質問等があればお願いしたいのですが、どなたかございませんでしょうか。

戸張委員

宮古市と釜石市と大船渡市が入っていませんけれども、事務的にはいつぐらいまでかかるのか、どこで戸惑っているのか、どういう状況で今回間に合わなかったのでしょうか。

佐々木主査

宮古市、釜石市、大船渡市ですけれども、6月課税を目途として作業がすすんでおります。現時点では、3月末までに提示平均価額の算出の資料となるものを提出するようにお願いしております。状況としましては、津波等の震災の影響もありましたし、評価替え作業の事務的な遅れ等もありますし、新築家屋の増加分の対応もあまして若干遅れている状況でございますが、いずれにしても、6月課税を予定しておりますので、3月末までには資料を提出してもらって5月には審議会にお諮りしたいと考えております。

戸張委員

5月にもう1回開催した時に、差し支えなければ、総評価見込額が現在3市を除いて2.8兆円なんですけれども、震災前がどのぐらいだったか、口頭でも結構ですのでお教えいただきたい。要は、沿岸12市町村を年度でみているので微妙な差しか分からないんですけども、実際のところ、震災前とどのぐらいまだ差があるかみたいなのがあります。

大下会長

今の戸張委員の要望につきましては、審議会資料としてではなくて良いので、震災前と比較できるような資料の準備をお願いします。

佐々木主査

全地目の22年度の評価実績と27年度の提示平均価額を比較できる資料を準備したいと思います。

戸張委員

その他の地目は総額でどれくらいになっているのでしょうか。例えば、最近いろいろ雑種地が問題になっているものですから。資料にでてこないものは、総額を把握するすべがないということでしょうか。

- 佐々木主査 雑種地は、提示平均価額を算定する地目に入っておりませんので、集計はしておりません。総額となる課税した実績につきましては、概要調書というものがございまして、県で集計して、その後全国ベースで集計して公表することになります。例えば26年度課税したものにつきましては、翌年4月、5月に最終的に公表されることになり、時間はかかりますがその中で雑種地の県分の合計値等は詳細に分かります。
- 戸張委員 結構でございます。
- 大下会長 他の委員からご質問はありませんか。
それでは特にご質問ご意見等もないようでございますので、議案第1号につきましては、これを適当と認めることとしてよろしいでしょうか。
- 委 員 (「異議なし」の声)
- 大下会長 異議なしということで、原案どおり承認することと決定いたします。なお、本日決定した議案第1号につきましては、審議会として知事へ答申するというのが事務的な流れですけれども、その処理は事務局に一任したいと思っておりますので、委員の皆様ご了承いただければと思います。事務局はよろしく申し上げます。
次にその他ですけれども、事務局の方から何かございますでしょうか。
- 佐々木主査 先程話題となりましたが、次回の審議会ですけれども、この場にお諮りできなかった宮古市、大船渡市、釜石市の3市の提示平均価額の審議につきまして、5月中旬から下旬のところで日程調整しまして、皆様方には開催のご案内を差し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。
- 大下会長 年度明け、日程は早々に固めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。
最後に、その他ということで委員の皆さんも含めて何かございますでしょうか。
- 松本 財政担当課長 本審議会でご了承いただきました提示平均価額につきましては、近日中に市町村へ通知いたします。また、審議の概要につきましては、個人・法人の税情報を除いた形で、事務局から報道関係機関に資料提供させていただき予定でございます。
また、お配りしております審議会資料については、公表を差し控えたい部分も含まれておりますので、大変恐れ入りますが、委員の皆様限りの取扱いとさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。
- 大下会長 他に特になければ、以上で審議会を終わりたいと思います。委員の皆様どうもありがとうございました。

(午前10時53分閉会)